

豊橋市監査公表第13号

地方自治法第252条の38第6項の規定に基づき、包括外部監査の監査結果に基づく措置を講じた旨の通知があつたので、次のとおり公表します。

令和6年2月8日

豊橋市監査委員	古 池 弘 人
同	野 口 洋
同	古 関 充 宏
同	川 原 元 則



## 令和4年度 包括外部監査の監査結果に基づく措置結果

部名	課名	報告書ページ	区分	指摘事項等(改善又は留意すべき事項)	措置結果	措置通知日 年月日
産業部	観光プロモーション課	176	意見	豊橋市の観光の課題を明確にしたうえで、観光施策に積極的に取り組むことが望まれる。	令和4年3月に発行している第3次産業戦略プランにて課題整理のうえプロモーション戦略を策定している。令和5年12月現在、ナショナルサイクルルートをいかした体験型観光及び北部地域活性化プロジェクトを推進しており、観光施策について積極的に取り組んでいる。	R5. 12. 26
		177	意見	コロナ禍における観光の方針について明確にすることが望まれる。	令和5年5月に、新型コロナウイルスは感染法上の5類に移行し、戦略プランで示した「新型コロナウイルス感染症への対応の考え方」におけるフェーズ2（回復）からフェーズ3（成長）に移行しつつあり、インバウンドプロモーションなどの観光プロモーションに積極的に取り組んでいく。	R5. 12. 26
		182	意見	観光消費額等の観光指標を設けて、効果測定することが望まれる。	第3次産業戦略プランでは、市内宿泊施設への宿泊者数を観光指標として設定し、効果測定を行っている。観光消費額の指標設定については、令和7年度策定予定の第4次産業戦略プラン策定時までに継続的なデータ取得方法等について勉強していく。	R5. 12. 26
		183	意見	1人当たりの旅行消費額の増額を目指して今後も新たな施策を検討することが望まれる。	令和5年度より実施している体験型観光コンテンツ造成・磨き上げ事業にて高付加価値の体験型コンテンツを商品化していくとともに、引き続き旅行消費額の増額につながる施策を検討していく。	R5. 12. 26
		185	意見	新たなステークホルダーである東三河DMOとも連携し東三河地域の広域観光をさらに発展させることが望まれる。	観光振興には近隣市町村、民間企業など様々な団体との連携が必要不可欠であり、令和5年5月に発足した「一般社団法人ほの国東三河観光ビューロー」に参画する愛知県及び東三河地域の8市町村の行政、経済団体等と一体となり戦略を練り、これまで以上に連携を図りながら、東三河地域の広域観光を発展させていく。	R5. 12. 26
		188	意見	豊橋観光コンベンション協会に働きかけ、モデルコースを増加するなどにより、回遊性を高めることが望まれる。	令和5年5月に豊橋観光コンベンション協会に回遊性を高めるモデルコースを増加していくよう働きかけた。その結果、本年度のインバウンドプロモーションにおいてモデルコースを新たに作成し、旅行会社に対して提案を行った。	R5. 12. 26
		190	意見	フィルムコミッション団体等との連携による「ロケのまちの豊橋」としての訴求力をさらに強化することが望まれる。	とよはしフィルムコミッションは今まで以上にロケ誘致を進めるために設立した組織であり、今後も「ロケのまちの豊橋」として訴求力がさらに高められるよう、月に一度の連絡会を開催し、連携を強化するとともに、運営面でもしっかりと支援していく。	R5. 12. 26
		198	意見	ターゲットに応じた魅力度向上策の展開について、検討することが望まれる。	令和5年度からデジタルデータを活用し、消費者動向をとらえ、ターゲットの設定をしたうえで、魅力度向上策やプロモーション活動の展開を始めた。	R5. 12. 26

## 令和3年度 包括外部監査の監査結果に基づく措置結果

部名	課名	報告書 ページ	区分	指摘事項等(改善又は留意すべき事項)	措置結果	措置通知日 年月日
市民協創部	多文化共生・国際課	81	意見	【豊橋市国際交流協会補助金】 補助金の事業費の控除割合について、明確な指針を決めることが望まれる。	豊橋市国際交流協会補助金の事業費控除割合については、協会の収支決算や運営状況等を鑑み、総合的な判断のもと決定している。課内で検討した結果、国際交流及び多文化共生事業の積極的な推進のため、今後も引き続き都度検討の上、適切な控除割合を決定していくこととした。	R5.12.25

## 令和元年度 包括外部監査の監査結果に基づく措置結果

部名	課名	報告書ページ	区分	指摘事項等(改善又は留意すべき事項)	措置結果	措置通知日年月日
文化・スポーツ部	'スポーツのまち'づくり課	P28	指摘事項	開示された受益者負担の状況は、特定の施設のみを抜粋して記載されいるが、そのほとんどの施設において収支不足が発生している点など、受益者負担の状況について市民に十分な情報開示し説明すべきである。	各所管施設とも、公共施設白書にて収支状況や施設行政コスト等の情報を公開している。より詳細な内容の掲載については、市全体の方針に従って対応する。	R6.2.5
		P33	指摘事項	各施設の所管課で収支不足等の要因を分析し、次回の使用料改定に反映させるPDCAサイクルを確立する必要がある。	スポーツ施設については、令和3年度から、5年周期の指定管理者更新のタイミングにおいて、収支不足等を分析し、受益者負担の現状や近隣施設の状況等を踏まえ、受益者負担適性化の観点から利用料金の見直しを行うこととした。 なお、令和4年度からの総合スポーツ公園等指定管理の更新にあたりアクアリーナ豊橋にかかる利用料金の上限額の見直しを内容とする条例改正を行った。	R6.2.5
		P33	指摘事項	各施設の所管課は使用料の見直しについて主体的に検討し、どのように対応していくか意思決定する必要がある。	市の統一的な方針のもと、所管課として主体的に検討し、施設の利用状況や収支状況を分析のうえ、令和4年度からの総合スポーツ公園等指定管理の更新にあたりアクアリーナ豊橋にかかる利用料金の上限額の見直しを内容とする条例改正を行った。	R6.2.5
		P41	意見	市全体で施設利用目的にかなった利用実態を把握しつつ、利用状況について継続的なモニタリングを行うとともに、施設が未利用となる場合は、当初の利用目的を優先しつつも、施設がより一層有効活用されるよう様々な利用方法を検討することが望ましい。	指定管理者と毎月の連絡会議によるモニタリングを実施し、施設利用実態を把握し、利用率向上について議論している。 また、市スポーツ施設全体として平日昼間の利用率が低いことから、令和3年度にスポーツ合宿支援補助金を創設し、平日昼間の利用を条件の一つとしてすることで、施設稼働率の底上げを図っている。	R6.2.5
		P46	意見	指定管理者運用マニュアル等に留意し、指定管理者の交代時における引継手続を徹底することが望ましい。また、資産経営課においては、交代時に発生する問題等について、情報の蓄積と発信をより一層進め、各所管課に注意喚起することが望ましい。	令和2年7月13日付資産経営課通知「指定管理者業務の適切な事務処理について」に基づき、令和4年度の指定管理者交代の際には、現指定管理者・新指定管理者・市の三者で打ち合わせを重ね、引継ぎを行った。	R6.2.5
		P46	意見	ホームページにおける多言語に対応していない施設があるため、定住外国人等への情報発信として多言語対応に取り組むことが望ましい。	令和4年度4月より、定住外国人に向けた情報発信について、指定管理者とともに必要に応じてホームページの多言語化を進めていくこととした。	R6.2.5
	'スポーツのまち'づくり課 (市民球場)	P75	指摘事項	プロ野球開催は実績があるとはいえる、将来的に経済負担となる可能性があるので、メリットとデメリットを比較・検討すべきである。	プロ野球は市民の「見る」スポーツに触れる機会を創出しており、毎年累計約2万人程度の観客が市内外から訪れ、まちの活性化にも一定寄与していることがメリットであり、プロ野球開催のための施設の維持修繕等の要望により、将来的な費用負担が生じる可能性があることがデメリットであるが、施設の維持修繕等については、プロ野球開催のためだけではなく、市民のスポーツ環境の向上に繋がるか、という観点も含め必要性の判断をしていることから、現時点では引き続き開催していく。	R6.2.5
		P77	指摘事項	消防訓練の具体的な実施記録がなかった。また、管理運営仕様書に規定される地震防災訓練が行われていなかったので、訓練スケジュールを定めて実施し、具体的な実施記録を作成して参加者で情報共有を行う必要がある。	令和2年2月に実施した防災・地震訓練から、具体的な実施記録を残し、参加者で情報共有を図った。	R6.2.5

## 令和元年度 包括外部監査の監査結果に基づく措置結果

部名	課名	報告書 ページ	区分	指摘事項等(改善又は留意すべき事項)	措置結果	措置通知日 年月日
文化・スポーツ部	「スポーツのまち」づくり課 (アクリアーナ)	P83	指摘事項	防災訓練の具体的な実施記録を作成して、参加者での情報共有を行う必要がある。	令和2年9月に実施した防災訓練から、具体的な実施記録を残し、参加者での情報共有を図った。	R6.2.5
		P88	指摘事項	施設の設置当初と利用目的が異なったため、長期間使用せずに保管されている備品がある。今後の利用可能性の検討して、処分を検討されたい。	令和2年3月に不要となった幼児用マットについては処分し、活用できる幼児用マットについては引き続き活用することとした。	R6.2.5
		P91	指摘事項	備品の引継ぎ立会時において、旧指定管理者がすべき内容については修繕費用負担となる内容もあるので、その内容については担当者間の引継ぎ認証書でなく新旧指定管理者間での合意文書として承認決裁後取り交す内容であった。市としては部署内で契約文書としての決裁が必要であった。	令和3年度末に実施した市・旧指定管理者・新指定管理者の三者協議において、現況における用器具や修繕箇所の取り扱い、その他課題を打ち合わせリスト化・共有を行い、令和4年度の指定管理者交代の際に、運営に関すること、備品等の引継ぎが完了した旨の書類を提出させ、内部で決裁を行った。	R6.2.5
		P92	指摘事項	指定管理者交代時において、旧指定管理者による現状普及の内容を明確しておく必要がある。	令和3年度末に実施した市・旧指定管理者・新指定管理者の三者協議において、現況における用器具や修繕箇所の取り扱い、その他課題を打ち合わせリスト化・共有を行った。	R6.2.5
		P92	指摘事項	指定管理者の交代時に今回の不備となった手続をマニュアルとして具体的に規定するのは限界があるので、今回の問題点を含め、具体的な引継ぎ手順を記録と残し、今後は適切な引継ぎが実施されるように指導されたい。	令和3年度末に実施した市・旧指定管理者・新指定管理者の三者協議において、現況における用器具や修繕箇所の取り扱い、その他課題を打ち合わせリスト化したほか、令和4年度の指定管理者交代の際に、運営に関すること、備品等の引継ぎが完了した旨の書類を提出させ、記録として残した。	R6.2.5
		P93	指摘事項	消防訓練の具体的な実施記録がなかった。また、管理運営仕様書に規定される地震防災訓練が行われていなかったので、訓練スケジュールを定めて実施し、具体的な実施記録を作成して参加者で情報共有を行う必要がある。	令和2年9月に実施した消防訓練、地震防災訓練から、詳細な実施記録を残し、参加者で情報共有を図った。	R6.2.5
		P28	指摘事項	開示された受益者負担の状況は、特定の施設のみを抜粋して記載されるが、そのほとんどの施設において収支不足が発生している点など、受益者負担の状況について市民に十分な情報開示し説明すべきである。	各所管施設とも、施設白書にて受益者負担の状況に関する情報開示を行っている。より詳細な内容の掲載については、市の統一的な方針に従って対応する。	R5.12.1
教育部	美術博物館	P33	指摘事項	各施設の所管課で収支不足等の要因を分析し、次回の使用料改定に反映させるPDCAサイクルを確立する必要がある。	美術博物館企画展の入場料については、開催期間中に入場者数を把握し、増減理由などの分析等を行い、検証を実施している。また、展示室使用料についても、年度ごとに使用実績等の分析、検証を行っていることから、PDCAサイクルは行っている。	R5.12.1
		P33	指摘事項	各施設の所管課は使用料の見直しについて主体的に検討し、どのように対応していくか意思決定する必要がある。	使用料の見直しについては、市内他施設や他都市の類似施設とのバランスを考え分析を行い、市全体の方針に基づき、必要に応じて使用料の改定をするなどの対応を行う。 また、施設の更新等の個別の事由がある場合には適宜使用料の見直しについて協議を行う。	R5.12.1

## 令和元年度 包括外部監査の監査結果に基づく措置結果

部名	課名	報告書 ページ	区分	指摘事項等(改善又は留意すべき事項)	措置結果	措置通知日 年月日
教育部	美術博物館	P41	意見	市全体で施設利用目的にかなった利用実態を把握しつつ、利用状況について継続的なモニタリングを行うとともに、施設が未利用となる場合には、当初の利用目的を優先しつつも、施設がより一層有効活用されるよう様々な利用方法を検討することが望ましい。	令和6年度前期分（令和5年10月より受付）の展示室貸出から運用方法を見直し、1つの団体が複数の部屋を利用することを可能とした。また、未利用期間について公開し、再募集を行うなど、施設が有効活用されるように運用方法を見直した。	R5.12.1
		P46	意見	指定管理者運用マニュアル等に留意し、指定管理者の交代時における引継手続を徹底することが望ましい。また、資産経営課においては、交代時に発生する問題等について、情報の蓄積と発信をより一層進め、各所管課に注意喚起することが望ましい。	美術博物館所管の指定管理者制度導入施設は、公の施設の指定管理者制度運用方針における、公募の実施の例外となる「①町内会等の公共的団体に管理を任せた方が地域づくり等により効果を得られると判断される地域密着型の施設」に該当するため、教育諸施設指定管理者選定委員会の審査を経て選定されるが、申請団体や担当者の交代時などには、令和2年7月13日付資産経営課からの通知「指定管理者業務の適切な事務処理について」に基づき、指定管理者との連絡調整会議で手続きを徹底する。	R5.12.1
		P131	指摘事項	美術品が多数あるため、部分的な棚卸のみが実施しているだけで、網羅的な一斉棚卸が実施されていなかった。写真を備品台帳に添付する等、容易に照合する仕組みを構築する等して、定期的な現物照合が行える環境を整備をする必要がある。	美術品の棚卸については、令和4～5年度の施設改修に伴う収蔵品等の移動に合わせ、令和4年6月に一斉に行った。今後は年一回、資料台帳、画像等による現物照合を行うこととし、令和5年10月に職員に周知した。	R5.12.1
		P131	指摘事項	販売物品の在庫について、帳簿数量と現物との定期的な照合が行われていなかった。令和元年度は実施したが過去に行われていなかったので、汚損等により販売できない状態のものが従来から保管されているが、実地棚卸をすることで各物品状態を適時に確認することができることから、定期的な現物照合のルールと運用が求められる。	販売物品在庫の管理について、令和4年6月に棚卸を行った。今後は、保管場所で刊行年度、品名等を明示し、年一回、照合確認を行うこととし、令和5年10月に職員に周知した。	R5.12.1
		P132	意見	入場者数増加のための利用者の分析、広報及び魅力ある企画の立案について重要であると考える。	令和元年度からポスターやチラシなど従来の紙媒体による広報宣伝に加え、SNSやWEBを活用しタイムリーで拡散力の高い情報発信を行っている。 令和5年度には市民意識調査を実施し、市民の美術博物館利用に関する分析を行い、より幅広い年齢層に来館してもらえる展覧会、事業の立案に役立てた。	R5.12.1
		P133	指摘事項	消防訓練及び防災訓練は実施されていなかったので、スケジュールに基づき。また、管理運営仕様書に規定される地震防災訓練が行われていなかったので、訓練スケジュールを定めて実施し、具体的な実施記録を作成して参加者で情報共有を行う必要がある。	令和5年度から、消防計画及び地震防災規程に規定されている防災訓練についてスケジュールを定め、令和5年9月に実施した消防訓練から実施記録を残すこととし、訓練内容の情報共有を行った。	R5.12.1